

懲戒罰の裁定について

1) 試合における懲戒罰について（選手・役員）

【手 順】

- ① 各地区協会、各種委員会、各大会の規律委員会において裁定をする。
【審判報告書（重要事項報告書）・公式記録・（マッチコミッショナー報告書）を参考に
する】
【必要によっては、関係者の聴聞を行う】
- ② 下記事項については県の規律委員会に【様式1】の書面と審判報告書（重要事項報告書）・
公式記録・（マッチコミッショナー報告書）のコピーを添付し、届ける。
（1）一発退場になった場合【1 試合 2 回の警告による退場は届ける必要なし】
（2）役員が退場になった場合
（3）試合が審判員の判断で中止または打切られた場合
（4）その他、各規律委員長・県審判委員会委員長・県競技委員長が判断した場合
注）県の裁定を必要としない退場については大会終了後一覧表【様式2】にて県規律
フェアプレー委員会に報告する
- ③ 届出のあった事項について、規律・フェアプレー委員会内の規律委員会で協議し、裁定案を作成し、
県規律委員会にて決定する。
【必ず、関係者への聴聞を行う】
- ④ 【必要に応じては、】（公財）日本サッカー協会の規律委員会に報告し、裁定をあおぐこともある。

【（公財）日本サッカー協会規律委員会の裁定事項】

- 1) 6 カ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活
動の停止・禁止
- 2) 5 0 万円以上の罰金
- 3) 不正な利益の没収
- 4) 下位ディビジョンへの降格
- 5) 除名
- 6) 競技会への参加資格の剥奪
- 7) 新たな選手の登録禁止
- 8) 観客のいない試合の開催
- 9) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同
等か又はそれ以上と判断される処分

【(公財) 日本サッカー協会不服申立委員会】

〔不服申立可能な懲罰〕

原懲罰が以下のいずれかに該当する場合を除き、行うことができる。

- (1) 戒告
- (2) 譴責
- (3) 2試合以下又は2か月以内の公式試合の出場停止、公的職務若しくは業務の停止、又はサッカー関連活動の停止・禁止
- (4) 80万円以下の罰金（加盟団体及び加盟チームの場合）又は30万円以下の罰金（選手等の場合）

【不服申立て可能な懲罰の場合は、県規律委員会で裁定する】

- ① 2日以内に県規律フェアプレー委員会に下記の事項について報告をする。
 - (1) いつ 2025年4月20日 35分
 - (2) どこで ハーフウェイライン辺りで
 - (3) 誰が Aチーム No7 0000選手が
 - (4) 何を ドリブルをしているBチームNo10 △△△選手を
 - (5) どうした 後方からのスライディングタックルで倒した
 - (6) 主審の処置 主審は著しい反則行為として退場させた
 - (7) コメント 0000選手に相手選手を倒そうとした意図はあり、スライディングタックルは、深く勢いがあり危険なファウルプレーであった。主審の判定は正しかったと考える
 - (8) 主審からの報告 0000選手は、退場する際、主審に向かって「この下手くそ」と言って主審を侮辱した。その他の報告と重要事項報告書で報告する旨を主審から報告を受けた
 - (8) ヒアリングの結果 0000選手にヒアリングしたところ「僕はボールにプレーをしたのでファウルとは考えていない。△△△選手を負傷させたことは申し訳ないと思っています」と語った。
主審に対しての侮辱的な発言については、「自分のプレーに対して言ったことで、主審に対しては言っていない主審に言ったように聞こえたのであれば申し訳ない」と語っていた。
 - (9) 規律委員会の裁定 退場となる著しい反則行為で2試合と主審に対する侮辱4試合合計6試合の出場停止とする。

※ 懲罰に関しては、JFA発行「懲罰制度運用マニュアル」を参考にして下さい。

特に「速やかなヒアリング（弁明の機会の付与）」が大切になってきます。

【懲罰対象者本人・それに関わった人・チーム関係者】

- ・審判員等事実確認がわかるように範囲を広げたヒアリングが必要です。
- それに伴った報告書の作成もよろしくお願いします。